

## 令和3年度景観審議会（第2回景観形成部会）での委員からのご意見について

No	委員からのご意見	県・市の対応
1	<p>区域が2案（広範囲、範囲を狭めたもの）があるが、どちらで進めたいか。住民の意見を大事にしてほしい。</p>	<p>これまでの説明会の状況や、新しい建物が増えている現状から、範囲を狭めたものになると思われる。</p> <p>住民説明会での意見を踏まえた区域を指定する。</p> <p>住民説明会の出席者が少なかったため、あらためて地区ごとに説明会を開催する。</p>
2	<p>指定区域にマイナス要因のある建物もあるが、どう取り組むか。</p>	<p>既存建物に対して要請の規定もあるが、粘り強く説明を重ねたい。</p>
3	<p>区域を広くすると、マイナス要因の建物も多く含まれてしまうので、絞った方が今後の運用面からもいいのでは。</p>	<p>住民説明会での意見を参考に、指定範囲を絞り込んで区域指定する。</p>
4	<p>基準の項目が多くある中、基準に合わない建物はそんなはないと考えていいか。現状として適合しているのか。</p>	<p>旧街道から離れているところなどは、緩やかな基準であるので、基準から大きくかけ離れた建物は少ないと思われる。</p> <p>旧街道沿いの建物等については、地区特有の漆喰の色に近づけてもらうなど、統一感を高めていくような景観形成の取組をしていきたい。</p>
5	<p>すでに基準をクリアしている建物はいいが、そうでないところは既存の助成制度などを利用できるのか。</p> <p>三木地区はあまり観光というイメージを地域の方も持っていないと思われることから、何のためにやるのかという意識の共有と、そのために被る出費等デメリットのバランスが難しい。</p>	<p>指定された地区では、景観形成支援事業による助成制度を設けている。</p> <p>地域活動の意識の高いエリアが景観形成の取組を引っ張っていただけると期待して取り組んでいきたい。</p> <p>景観法のように強制力のある制度で守るのではなく、これまで指定してきた地区のような県の自主条例での緩やかな制度で、助成制度と合わせて理解を得ながら決めていきたい。</p>